

↓ プレミアム付回数券の申込書 ↓

山梨県及び(一社)山梨県タクシー協会は、以下の申込内容について、山梨県及び(一社)山梨県タクシー協会が行う地域公共交通利用促進キャンペーンのプレミアム付回数券の申込の確認のために利用します。なお、提供された個人情報については適正に管理し、上記以外の目的には利用しません。また、山梨県及び(一社)山梨県タクシー協会は、以下の申込内容について、次のとおり第三者に提供します。

- 提供先: 地域公共交通利用促進キャンペーンに参加する交通事業者
- 提供される内容: 以下の申込内容に記入した個人情報(住所、氏名、生年月日、電話番号)
- 提供先における利用目的: 山梨県及び(一社)山梨県タクシー協会に対するプレミアム付回数券の販売実績報告、販売に係る連絡

住所	本キャンペーンは山梨県民(県内に在住している方)が対象となります。 〒 〇〇〇〇 山梨県		
ふりがな			
氏名			
生年月日	(明治・大正・昭和・平成)	年	月 日
電話番号	平日の日中連絡がとれやすい番号を記入してください。 () - ()		
購入を希望する交通事業者&購入希望数(セット数)	コード	交通事業者名	購入希望数
	(路線バス)		()セット
	B-		
(タクシー)		()セット	
	T-		

〒406-0034 笛吹市石和町唐柏1000-7 山梨県自動車総合会館2階
(一社)山梨県タクシー協会内 地域公共交通利用促進キャンペーン事務局 宛

購入申込書送付先

✂ 切り取り

↓ よくある質問 ↓

Q1: 回数券は購入した本人しか使えないのですか?

A1: 購入された方、及びそれ以外の山梨県民(県内に在住している方)であれば使用できます。

Q2: 回数券は指定した交通事業者以外でも使えますか?

A2: 使用はできません。

Q3: 回数券を紛失、破損した。

A3: 回数券の再発行はできませんので大切に扱いください。

Q4: 未使用の回数券の払い戻しはできますか?

A4: 払い戻し、返金対応はできません。使用可能期間内に選択した交通事業者で使い切ってください。

Q5: 交通事業者から回数券を購入(クーポン券と引き換え)するには、どこに行けばいいですか?

A5: 購入(引き換え)場所は、交通事業者に直接お問い合わせください。

Q6: 利用したい交通事業者が上限に達した場合はどうなりますか?

A6: 申し込みできません。上限に達した場合は、随時県のHPで告知します。

Q7: クーポン券をスマホ画面に表示して、回数券を購入できませんか?

A7: クーポン券は、事務手続きに必要なため、必ず印刷して、交通事業者に渡してください。

Q8: クーポン券を発行してから、購入希望数を変更することは可能ですか?

A8: 変更できません。

Q9: 回数券購入時に電子マネーやクレジットカードは使用可能ですか?

A9: 現金以外の取り扱いについては、交通事業者に直接お問い合わせください。

Q10: 回数券購入時に領収証は発行されますか?

A10: 交通事業者で発行します。

Q11: 回数券を使用する際の上限金額はありますか?(合わせて2冊分、3冊分まとめて使えるか)

A11: 使用可能です。

Q12: 回数券使用時におつりはありますか?

A12: おつりはありません。額面以上の乗車時にご使用ください。

Q13: 回数券の用途は?

A13: 乗車券のみとなります。定期券の購入等はできません。市町村コミュニティバスや高速バス、貸切バスでの利用はできません。

Q14: 回数券は他の回数券や割引券との重複利用はできますか?

A14: 重複利用につきましては、各交通事業者の判断で条件を設定している場合がありますため、直接お問い合わせください。

Q15: 回数券を購入する際、クーポン券に記載されている本人以外が購入することは可能ですか?

A15: 代理の方が回数券を購入することも可能です。購入に来られた方の本人確認と、クーポン券に記載されている方とのご関係を確認いたします。

Q16: その他禁止事項について

A16: ・回数券を他人へ売却すること。
・回数券を担保に供し、又は質入れすること。
・回数券を偽造、複製すること。
・その他本回数券事業の目的に相反する行為を行うこと。

地域公共交通利用促進キャンペーン

山梨県内の路線バス・タクシーで利用できる
プレミアム付路線バス・タクシー回数券の発売

1セット7,500円分使える!
プレミアム付回数券を5,000円で購入できます。

路線バス券

100円券 × 75枚綴り

タクシー券

500円券 × 15枚綴り

申し込み期間 令和2年9月10日(木) ~ 令和2年12月28日(月)

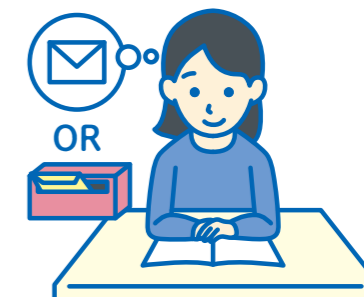
引き換え期間 令和2年9月下旬 ~ 令和3年 1月31日(日)

利用可能期間 購入日(引き換えした日) ~ 令和3年 8月31日(火)

1 利用したい交通事業者を選択して、パソコンやスマートフォンで申し込みましょう。また、郵送での申請も受け付けています。



2 事務局からのクーポン券の発行を待ちます。電子申請の場合はメールに、郵送申請の場合は自宅住所に送付されます。



3 クーポン券が発行されてから3週間以内にクーポン券と現金を持って、交通事業者に引き換えに行きます。その場で、プレミアム付回数券が発行されます。



4 利用可能期間内に公共交通機関をたくさん利用しましょう。かなりお得に乗車できちゃいます。



お問い合わせ先

(一社)山梨県タクシー協会内
地域公共交通利用促進キャンペーン事務局
〒406-0034 笛吹市石和町唐柏1000-7 山梨県自動車総合会館2階

☎055-262-1212

(平日9時~17時)

事業委託元
山梨県リニア交通局交通政策課交通活性化担当 ☎055-223-1665

事業の詳細や申し込み方法は、次ページへ

申請方法から利用開始まで



電子申請の場合

右ページの交通事業者の中から、利用したい交通事業者を1つ選びましょう。
 ※プレミアム付路線バス・タクシー回数券は、選択した交通事業者でしか利用できません。
 ※複数の交通事業者を利用したい場合には、その都度申し込みをお願いします。
 (紙申請では、重複申請(路線バスとタクシーから各1社ずつ)が可能です。)

紙申請の場合



申し込み期間

令和2年9月10日～12月28日まで

パソコンかスマートフォンを用意します。

- パソコン▶やまなしくらしねっとから申請
https://s-kantan.jp/pref-yamanashi-u/offer/offerList_initDisplay.action
- スマートフォン▶右のQRコードを読み取り専用サイトから申請



手続き名

地域公共交通利用促進キャンペーン(プレミアム付回数券)の申込(路線バスもしくはタクシー)から申請してください。

申し込み期間

令和2年9月10日～12月28日まで
 (12月28日の消印有効)

本パンフレットに添付されている購入申込書を切り取り、必要事項を記入の上、キャンペーン事務局「山梨県タクシー協会」まで郵送で送付してください。

※申し込みが上限に達しているかどうかは、山梨県タクシー協会へお問い合わせください。

※コピーでも可

※電話・FAXでの申し込みはできません。



後日、クーポン券の発行があります。PDFで送付されますので、ダウンロードの上、必ず印刷(プリントアウト)してください。

後日、キャンペーン事務局からクーポン券の発行があります。紙申請の場合は、ご自宅にクーポン券が郵送されます。

クーポン券の発行は、申請到達順に行います。いずれの申請の場合も、各交通事業者の上限発行数に達した場合には、クーポン券は発行されません。(プレミアム付回数券の購入はできません)

引き換え期間

令和2年9月下旬～令和3年1月31日まで

クーポン券と現金5,000円を利用先の交通事業者に持参します。クーポン券・現金と引き換えに、プレミアム付路線バス・タクシー回数券をお渡しいたします。

利用可能期間

購入日(引き換えした日)～令和3年8月31日まで

上記期間内に、プレミアム付路線バス・タクシー回数券を使用して、指定した公共交通を利用しましょう。使用の際、おつりは出ませんので、差額が生じた場合には、現金でお支払いください。

注意事項(その1)

- ・クーポン券は必ず印刷(プリントアウト)をして、交通事業者にお渡しください。
- ・クーポン券は発行されてから3週間以内に購入してください(期間を超過した場合、購入ができなくなります)。
- ・プレミアム付回数券の転売やオークションへの出品を禁止します。転売目的での購入は固くお断りしています。また、不正な方法で購入した回数券の利用はできません。
- ・プレミアム付回数券はいかなる事情(紛失・焼失・破損)があっても再発行できません。

地域公共交通利用促進キャンペーン(交通事業者一覧)

路線バス事業者

コード	交通事業者名	所在地	電話番号
B-1	山梨交通(株)路線バス事業部	甲府市飯田3丁目	055-223-0821
B-2	富士急バス(株)	富士河口湖町小立	0555-72-6877
B-3	(株)栄和交通	笛吹市春日居町別田	0553-26-2344

コード	交通事業者名	所在地	電話番号
B-4	山梨峡北交通(株)	北杜市須玉町若神子	0551-42-2343
B-5	(株)昇仙峡溪谷オムニバス	甲府市平瀬町	055-251-8899

タクシー事業者

コード	交通事業者名	所在地	電話番号
T-1	山梨交通YKタクシー	甲府市飯田3丁目	055-223-0807
T-2	(株)合同タクシー	甲府市大和町	055-255-5151
T-3	甲州第一交通(株)	甲府市富士見2丁目	055-206-3300
T-4	相互タクシー(株)	甲府市伊勢1丁目	055-233-4545
T-5	国母観光自動車(株)	甲府市国母5丁目	0120-555-496
T-6	山梨第一交通(株)	甲府市富士見2丁目	055-206-3300
T-7	(有)中央タクシー	甲府市古上条町	055-241-8020
T-8	(株)舞鶴タクシー	甲府市青沼2丁目	055-235-3521
T-9	(有)末広タクシー	甲府市国玉町	055-237-1455
T-10	(株)甲斐延タクシー	甲府市德行1丁目	055-224-2555
T-11	(有)美咲タクシー	甲府市美咲2丁目	055-253-7221
T-12	武田第一交通(株)	甲府市富士見2丁目	055-252-5533
T-13	(有)幸タクシー	甲府市幸町	055-233-1666
T-14	(有)富士タクシー	甲府市上曾根町	055-266-2424
T-15	(有)豊富タクシー	中央市成島	0120-736-171
T-16	(有)さのやタクシー	中央市東花輪	055-273-3000
T-17	(有)花輪タクシー	中央市上三條	055-273-3232
T-18	(有)二葉タクシー	甲斐市下今井	0551-28-2323
T-19	玉幡第一交通(株)	甲斐市西八幡	055-276-2128
T-20	常盤タクシー(有)	南アルプス市小笠原	055-282-2112
T-21	櫛形タクシー(株)	南アルプス市小笠原	055-282-5100
T-22	アルプス交通(株)	南アルプス市小笠原	055-282-0400
T-23	(有)御勅使タクシー	南アルプス市有野	0120-15-0308
T-24	(有)芦安観光タクシー	南アルプス市六科	055-285-3555
T-25	(有)鯉沢タクシー	富士川町鯉沢	0556-22-1122
T-26	(株)身延タクシー	身延町梅平	0120-02-1145
T-27	(有)中富タクシー	身延町寺沢	0556-42-2151
T-28	北杜タクシー(株)	北杜市長坂町長坂上条	0551-32-2055
T-29	小淵沢タクシー(株)	北杜市小淵沢町	0551-36-2525
T-30	(有)八ヶ岳観光タクシー	北杜市高根町清里	0551-48-2025
T-31	(有)高根タクシー	北杜市高根町清里	0551-48-2211

コード	交通事業者名	所在地	電話番号
T-32	(有)大泉タクシー	北杜市大泉町谷戸	0551-38-2311
T-33	(有)須玉三共タクシー	北杜市須玉町若神子	0551-42-2328
T-34	(有)甲斐タクシー	韮崎市若宮1丁目	0551-22-0255
T-35	(有)韮崎タクシー	韮崎市本町2丁目	0551-22-2235
T-36	甲州タクシー(株)	甲州市塩山上於曾	0553-33-2306
T-37	塩山タクシー(株)	甲州市塩山下於曾	0553-32-3215
T-38	(有)勝沼観光タクシー	甲州市勝沼町勝沼	0553-44-1432
T-39	(株)日下部タクシー	山梨市下神内川	0553-22-1331
T-40	(有)日川タクシー	山梨市下栗原	0553-22-1095
T-41	(有)牧丘タクシー	山梨市牧丘町窪平	0553-35-2104
T-42	丸日タクシー(有)	山梨市小原西	0553-22-0553
T-43	石和タクシー(株)	笛吹市石和町八田	055-262-2277
T-44	日之出観光自動車(株)	笛吹市石和町市部	055-262-2131
T-45	(有)石和交通	笛吹市石和町八田	055-262-3737
T-46	(有)岡部タクシー	笛吹市石和町松本	055-262-3637
T-47	(株)栄和交通	笛吹市春日居町別田	0553-26-2344
T-48	東武交通(有)	笛吹市一宮町末木	0553-47-1333
T-49	(有)大月タクシー	大月市猿橋町猿橋	0554-22-2221
T-50	富士急山梨ハイヤー(株)	富士吉田市松山4丁目	0120-818-229
T-51	神尾タクシー(有)	富士吉田市下吉田3丁目	0555-23-0123
T-52	十三番タクシー(有)	富士吉田市松山	0555-22-0013
T-53	(株)フガクタクシー	富士吉田市上吉田1丁目	0120-66-3132
T-54	吉田タクシー(有)	富士吉田市上吉田2丁目	0555-22-0378
T-55	M・K三立(同)	富士吉田市上吉田2丁目	0120-11-4545
T-56	共和タクシー(有)	山中湖村山中	0555-62-1313
T-57	(株)忍野タクシー	忍野村忍草	0555-84-2535
T-58	上野原タクシー(株)	上野原市上野原	0554-63-1232
T-59	(有)島田交通	上野原市上野原	0554-63-0550
T-60	(有)四方津交通	上野原市四方津	0554-66-2341
T-61	(有)駅前タクシー	上野原市新田	0554-63-0077

注意事項(その2)

- ・キャンペーン期間中、一人あたりのプレミアム付回数券購入セット数の上限は次のとおりです。
 ○路線バス:一人あたり最大5セットまで ○タクシー:一人あたり最大5セットまで
 (複数の交通事業者の選択可能。ただし、バスとタクシーの申請は一人あたり各5セットまで。)
- ・バス回数券は、山梨県内を走行する路線バスでのみ利用できます。
 (市町村コミュニティバスや高速バス、貸切バスでの利用はできません。)